

「第7期川崎市・各区地域福祉計画（案）」に対する パブリックコメント手続きの実施結果について

1 概要

令和6年度から令和8年度の3か年を計画期間とする「第7期川崎市・各区地域福祉計画」の策定にあたり、パブリックコメントの手続きにより、広く市民の皆様からの意見を募集しました。

意見募集の概要、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方について、次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	第7期川崎市・各区地域福祉計画（案）
意見の募集期間	令和5年12月1日（金）から令和6年1月22日（月）まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ ・市政だより（12月1日号）掲載 ・紙資料の閲覧 かわさき情報プラザ、各区役所の市政資料コーナー、情報プラザ、支所・出張所、健康福祉局地域包括ケア推進室 ・市民説明会の開催（1月14日）
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ ・紙資料の閲覧 かわさき情報プラザ、各区役所の市政資料コーナー、情報プラザ、支所・出張所、健康福祉局地域包括ケア推進室

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	21通（50件）	
内訳	FAX	0通（0件）
	電子メール	5通（28件）
	持参	16通（22件）
	郵送	0通（0件）

4 主な意見と本市の対応

（1）主な意見と本市の対応

①主な意見

ケアへの理解の共有によるセルフケア意識の醸成や各区の計画に関することなどについて、御意見や御要望をいただきました。

②本市の対応

意見内容を反映することで計画の表現がよりの確になる御意見があったことから、一部意見を反映するとともに、令和6年度予算案や事業の進捗状況等を踏まえた修正を行った上で、第7期川崎市・各区地域福祉計画を策定します。

【意見に対する市の考え方の区分説明】

A：御意見の趣旨を踏まえ、計画（案）に反映したもの

B：御意見の趣旨が計画（案）に沿ったものであり、御意見を踏まえ、取組を推進するもの

C：今後、施策や事業を推進する中で、参考とするもの

D：計画（案）に対する質問・要望の御意見であり、計画（案）の内容等を説明・確認するもの

E：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など）

【意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
1 計画（案）全般に関する事	0	1	0	8	0	9
2 基本目標1（ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成）に関する事	1	3	1	7	0	12
3 基本目標2（安心して暮らせる住まいと住まい方の実現）に関する事	0	0	0	3	0	3
4 基本目標3（多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現）に関する事	0	0	1	2	0	3
5 基本目標4（一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現）に関する事	0	1	1	2	0	4
6 基本目標5（地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築）に関する事	0	0	0	3	0	3
7 各区の計画に関する事	1	0	1	8	0	10
8 その他	0	0	0	5	1	6
合計	2	5	4	38	1	50

1 計画（案）全般に関すること（9件）

NO	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
1	<p>計画には、包括的支援体制づくりが記載されているが、町内会・自治会、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員児童委員がバラバラに活動しているように見受けられるので、市・区がまとめていくことが重要だと思う。</p>	<p>本市においては、包括的な支援体制づくりに向け、「個別支援の充実」「地域力の向上」を一体的に進めており、御意見にあるように各主体が連携しながら取組を進めることが大変重要であると認識しております。その実現のため、地域における課題解決に向けて、町内会・自治会等の地縁組織をはじめ、民間事業者を含めた多様な主体がより一層連携できるよう、区役所を中心とした地域マネジメントを推進していきます。</p>	B
2	<p>「令和7（2025）年以降を見据えた目指す姿」に向かって取り組む事業が、地域福祉計画で事業化されていない。例えば、プラットフォームを整備する取組やオンライン等を活用した取組などが挙げられる。</p>	<p>「令和7（2025）年以降を見据えた目指す姿」の実現に向け、御意見に関連する具体的な取組につきましては、「川崎市地域福祉計画」本編のP85に記載の多様な主体の連携に向けたプラットフォーム「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会」の推進や、各区地域福祉計画には、コロナ禍を契機として、区役所を中心としたオンライン活用による体操等の活動グループ支援等を進めることについて位置付けているところです。</p>	D
3	<p>福祉サービスの提供者を支援できるよう、市ホームページにあるチャットボットの性能の向上をお願いしたい。</p>	<p>本市では、市民の皆様からのお問い合わせに対する利便性向上等を目的に、令和3年3月1日から、AIを活用したチャットボットシステムを導入したところです。また、同年11月から悩み・困りごと相談カテゴリーを追加いたしました。引き続き、市民の悩みや困り事を適切な相談機関につなげるなど、内容を充実させてまいります。</p>	D

NO	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
4	<p>発生経緯や役割は、記載されているが、地域みまもり支援センターの達成度と成果も追記してほしい。また、毎年、住民、専門職向けの報告会を開催してほしい。</p> <p>可能であれば、保健師や社会福祉士等専門職の人数、業務内容、担当件数を公表してほしい。</p>	<p>区役所地域みまもり支援センターにつきましては、地域ケアシステム構築に向けた令和8年度以降の第3段階を見据え、包括的な支援体制の充実に向けて、専門相談支援機関等と併せて取組状況を確認していくことを予定しています。また、専門多職種との連携強化に向けて、ケアに関する情報共有の場などを通じて、取組状況の情報共有を行っているところでございます。</p>	D
5	<p>第7期市計画3か年の各区の予算及び第6期計画との比較を知りたい。</p>	<p>地域福祉計画は、個別計画を横につなぐ計画であるため、各区計画においても、個別の事業を地域という視点でつないでいく取組を進めているところでございます。地域福祉に関連する事業総体としては、事業費は増加傾向となっています。</p>	D
6	<p>計画実施状況の評価、施策の方向と内容について、指標に基づく成果の指標を知りたい。</p>	<p>引き続き、社会福祉審議会地域福祉専門分科会において、計画の進捗状況を報告し、PDCAサイクルにより、地域福祉に関する状況把握、地域福祉施策の進行管理、課題の検討・評価等を行ってまいります。</p> <p>なお、主観的評価の指標として、市民アンケートや地域福祉実態調査など各種アンケート調査を活用しており、その指標については、上記会議で、整理したところでございます。</p>	D
7	<p>基本理念、目標及び方針の項目はよくわかるので、PDCAを回しながら結果を公表してもらいたい。</p>	<p>引き続き、社会福祉審議会地域福祉専門分科会において、計画の進捗状況を報告し、PDCAサイクルにより、地域福祉に関する状況把握、地域福祉施策の進行管理、課題の検討・評価等を行うとともに、市ホームページ等で公表してまいります。</p>	D

NO	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
8	<p>区の計画は、推進体制と管理方法が紹介されているが、市（関係局）と区がどのように連携して推進するのか分かるといいと思う。</p>	<p>計画案 P62 記載のとおり、第 7 期計画においても、これまでに引き続き、各区地域福祉計画推進会議における区計画の点検も踏まえて、社会福祉審議会地域福祉専門分科会において、計画の進捗状況を報告し、PDCA サイクルにより、地域福祉に関する状況把握、地域福祉施策の進行管理、課題の検討・評価等を行ってまいります。</p>	D
9	<p>次期計画では、地区カルテやアンケート調査などのデータをもとに、地域ケア圏域で関係者と議論を深め、具体的な課題の解決策を整理し、市計画、区計画、圏域計画の 3 つのレベルで構成することを提案する。</p>	<p>現在、第 2 層の地域ケア圏域ごとに地区カルテを作成し、地区カルテも活用しながら、第 3 層のより小さな地域ごとの住民同士の顔の見える関係づくりを支援しながら、地域課題の共有・解決に向けて、地域マネジメントを進めているところです。また、第 7 期計画案においても、各区計画では、地域ケア圏域ごとの地域の状況については、整理をしているところです。</p> <p>今後につきましても、地域で安心して暮らし続けられるように、心配事や悩み事について小地域の範囲で気づきが得られ、地域課題の解決につなげられるように取組を推進してまいります。</p>	D

2 基本目標 1（ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成）に関すること（12件）

NO	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
1	<p>民生委員児童委員の受け持ちが世帯数約500というのは、多すぎるので、増員すべきではないか。</p> <p>さらに、待遇を改善して、地域見守りネットワークの充実を図ってほしい。</p>	<p>民生委員児童委員の配置について、国の基準では220～440世帯に一人を配置することになっており、本市においては、440世帯に1人を基準としております。</p> <p>民生委員児童委員に対しては、これまでも業務負担の軽減など、活動しやすい環境づくりに取り組み、令和5年度から、地域人材の掘り起こしに向けた「地域支え合い人財づくりワークショップ・ツアー」などをはじめ、担い手の確保に向けた取組を進めているところです。</p> <p>今後も、民生委員児童委員の活動しやすい環境づくりを進め、担い手の確保につなげるとともに、本市が進める地域包括ケアシステム構築の中で、多様な主体による支え合いの仕組みづくりに取り組んでまいります。</p>	D
2	<p>民生委員児童委員活動育成事業の具体的な内容を知りたい。</p>	<p>「民生委員児童委員活動育成事業」は、計画案P71にございますように、民生委員児童委員を条例及び国の参酌基準に基づき適正に配置し、育成・支援することを通じて、地域福祉の推進を図る事業でございまして、①適正配置の実施、②民生委員児童委員協議会への運営補助等による民生委員児童委員の育成・支援、③活動環境整備に向けた効果的な研修の実施及び広報の実施を内容としております。</p> <p>具体的には、民生委員児童委員の活動費や、活動の一助となる教材や物品の経費など活動の支援を行っております。</p>	D
3	<p>民生委員児童委員の活動支援や活動しやすい環境づくりを進める上で、次世代につなげ、活動時間の短縮等につなげるため、委員にタブレット端末を貸与してほしい。</p>	<p>民生委員児童委員に対しては、活動しやすい環境づくりを進め、担い手の確保につなげているところでございまして、今後を見据えて、引き続き、タブレット端末の活用も含めて、活動環境の整備に向けて、取組を検討してまいります。</p>	D

NO	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
4	<p>地域包括ケアシステムの理解度について、約3割が内容を知らない、約3割が聞いたことがないという現状に対して、従来の広報に加え、企業・学校内説明会の開催を進めてほしい。</p>	<p>地域包括ケアシステムの普及に向けては、パンフレットやポータルサイト、市政だよりなどを活用して、これまで幅広く取り組んできたところです。こうした取組とともに、100を超える企業・団体が参画する「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会」を通じて、情報提供、対話を通じた理解の促進を図るとともに、小学生向けに、福祉副読本の作成・配布などを行っているところでございますが、多くの方への普及啓発は非常に重要と考えておりますので、いただいた御意見も含め、引き続き効果的な取組を検討してまいります。</p>	C
5	<p>「地域ケア会議」「自立支援協議会」等の会議で話し合われている地域福祉の課題等について、個人情報を除いた上で議事録を公開してほしい。</p>	<p>「地域ケア会議」等について、個別の会議ごとの議事の詳細を公表してはおりませんが、地域福祉の課題抽出にあたっては、こうした会議での議論を踏まえて、整理を行っているところでございまして、計画の中でも、課題感については、必要に応じて、触れているところでございます。</p>	D
6	<p>定年後の仲間づくりから、ボランティア参加ができるよう、市も取組を進めてほしい。</p>	<p>高齢者に対する施策を推進する中で、働く意欲のある方には、就労支援を進めております。また、社会活動への参加促進に向けては、地域活動の支援やいきがづくりの場の提供など、取組を進めております。</p> <p>こうした中で、地域での活動に関する情報提供や相談については、川崎市社会福祉協議会の「ボランティア活動振興センター」や「かわさき市民活動センター」等で行っているところです。</p> <p>引き続き、こうした取組を効果的に進めてまいります。</p>	B
7	<p>地域の元気な高齢者に何らかの仕事等をお願いすることも良いと思う。</p>	<p>高齢者に対する施策を推進する中で、働く意欲のある方には、就労支援を進めております。また、社会活動への参加促進に向けては、地域活動の支援やいきがづくりの場の提供など、取組を進めております。</p>	B

NO	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
8	<p>障害の理解、権利擁護の取組については、遺言・信託・民法の理解・金融の理解などが必要であり、成年後見制度の利用促進のみでは難しいのではないかと。</p>	<p>これまで成年後見制度の利用促進に向けて、法律や福祉等の専門職や関係機関等の連携体制を強化し、協力体制づくりを進めるため、「川崎市成年後見制度利用促進協議会」を「川崎市成年後見支援センター」が中核となって推進してきました。また、金融機関と相談機関との意見交換等の場を設けるなど、今後も、構成団体の追加を検討しながら、関係機関等の連携体制の充実を図り、権利擁護の取組を推進してまいります。</p>	D
9	<p>権利擁護の取組は、成年後見制度利用促進と受け取れるが権利擁護の1つの手段と考える。認知症の程度の違いにより、支援内容は異なるが、どのように、考えたらよいか。</p> <p>日常生活自立支援事業が、権利擁護の取組になる場合もあるし、高齢者虐待防止法の周知や理解が権利擁護の取組になる場合もあると考える。</p>	<p>権利擁護の取組に関しては、本計画の施策の方向性に記載のとおり、権利擁護が必要な方（虐待を含む）の早期発見・気づき・見守り等の地域連携体制構築に向けて、成年後見制度を含めた関係制度の普及啓発や利用促進を推進していくこととしています。</p>	D
10	<p>権利擁護の取組については、認知症高齢者、知的・精神障害者の権利擁護に向けて、本人の意思を確認するなど適切な意思決定支援をすることが重要であると考えている。</p>	<p>適切な意思決定支援に関しては、「川崎市成年後見支援センター」及び「川崎市成年後見制度利用促進協議会」を中心とした「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の一層の充実を図るとともに、本人の意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築や、任意後見制度やエンディングノートの活用など、終活に関する普及啓発を行い、早めの自己決定を推進する取組を進めます。</p>	B
11	<p>第6期計画では、「本人を中心とした権利擁護支援チーム」の図に「親族後見人」が含まれていたが、第7期計画(案)では記載がない。</p> <p>同74ページに「親族後見人を対象として、後見事務等に関する勉強会を開催するなど、親族後見人等への支援をすすめます。」と記載があるので、72ページの図に「親族後見人」も含めるべきと考えるがどうか。</p>	<p>いただいた意見に基づき、計画書確定段階では、「親族後見人」記載を含めたものに更新したところです。</p>	A

NO	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
12	<p>「川崎市成年後見制度利用促進計画」が記載されていないため、参考資料として、「川崎市成年後見制度利用促進計画」全文を載せて、周知を図るべきと考える。</p> <p>また国では「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が令和4年3月に閣議決定されているため、この国の基本計画に合わせて「川崎市成年後見制度利用促進計画」も見直しをするべきと考えるがどうか。</p>	<p>計画案の P72～P74 が成年後見利用促進計画となっております。国の「第2期成年後見利用促進基本計画」に関しては、地域共生社会の実現という目的に向けて、権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築の一層の充実などの成年後見利用促進の取組をさらに進めることとされており、本市では本計画の施策の方向性に記載のとおり、「多様な関係者への共通理解の促進」、「多様な主体の参画・活躍」、「権利擁護支援が必要な方を早期につなげる仕組みづくり」の3点を柱に地域連携ネットワークの一層の充実に向け、見直しを行ったところでございます。</p>	D

3 基本目標2（安心して暮らせる住まいと住まい方の実現）に関すること（3件）

NO	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
1	<p>こどもや高齢者などの精神的・肉体的に脆弱な方々に対して、市として転落防止のリスクに取り組んでほしい。</p>	<p>転落防止のためのリフォームや物品購入については、地域福祉計画の範囲外でございますので、参考にさせていただきます。</p> <p>なお、本市では、誰もが使いやすい良質なマンションストックの形成の誘導を図るために、既存分譲マンションの敷地内通路や外部出入口、廊下、階段において、新規に傾斜路、手すり等の段差解消工事等を実施する場合に、その工事等に要する費用の一部について助成を行っております。</p> <p>また、川崎市住宅供給公社が運営するハウジングサロンでは、住宅のリフォームやバリアフリー等について、専門家による無料相談窓口を設けております。</p> <p>その他、住まいに関する助成制度につきましては、「川崎市・住まい助成制度等ご案内」の冊子を作成しており、市ホームページや窓口等で御覧いただけます。</p>	D
2	<p>「高齢者外出支援事業（新規）」の内容を説明してほしい。</p>	<p>「高齢者外出支援事業」は、いきいき長寿プランに位置付けられ、これまでも推進してきた事業でございますが、「地域における移動手段の確保」が、地域生活に重要な取組であるため、第7期計画に、新たに盛り込んだ内容となっております。</p>	D
3	<p>「地区コミュニティ交通導入推進事業」を知りたい。</p>	<p>計画案 P83 にございますように、「地域公共交通計画」に定めるコミュニティ交通の導入に向け、地域特性に応じて多様な主体と連携しながら、新技術等も活用した様々な運行手法の導入を図り、柔軟できめ細かな移動手段の確保に向けた取組を推進しています。詳細については、市ホームページを御覧ください。</p>	D

4 基本目標3（多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現）に関すること（3件）

NO	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
1	<p>個別計画の事業を地域福祉計画で取り上げる場合は、その旨を表示する。例えば、認知症サポーター養成講座は、いきいき長寿プランが個別計画であり、令和8年度までの目標数が記載されているが、その記載はなく、市・区地域福祉計画が補完するのであれば、連携していることを明確にすることを提案する。</p>	<p>計画案 P86 では、認知症サポーター養成講座の各年度の受講者数の目標値を記載し、関連個別計画であるかわさきいきいき長寿プランにおいては、その講座の累計の目標値を記載しております。他の事業におきましても、関連個別計画と同じ事業を掲載している場合は、各年度の目標値について、両計画で同じ目標値を設定しているところです。</p>	D
2	<p>計画案 P87 で、ソーシャルデザインセンターの創出及び運営支援に加えて、まちのひろばプロジェクトの創出を追加して、その事業内容・目標を設けて推進するとした方がよい。</p>	<p>計画案 P87 の事務事業の内容の記載につきましては、総合計画第3期実施計画と整合を図りながら、記載しているところをごさいますて、ソーシャルデザインセンターの創出及び運営支援と併せてまちのひろばプロジェクトの推進も行っているものでございます。</p>	D
3	<p>「地域包括ケアシステム」と市民文化局が推進する「まちのひろば」「ソーシャルデザインセンター」「希望のシナリオ」の関係を明確にし、両局の合同会議や報告会を市民参加で開催してほしい。</p>	<p>今後増加する「何らかのケアを必要とする人」を地域全体で支えていくために助け合いの仕組みをより一層強固なものとしていく地域包括ケアシステムの構築と、「まちのひろば」等の取組の目指す方向性は同じであり、地域の課題解決に向けて、一体的に取組を進めるため、コミュニティ施策の観点から地域包括ケアシステムの構築を下支えするという関係性にあります。</p> <p>令和5年度につきましては、「地域包括ケアシステム市民シンポジウム」と「ソーシャルデザインセンターに関する報告会」を同日開催するなど、両施策をわかりやすく普及啓発する場を設けたところであり、今後も連携した取組を進めていきます。</p>	C

5 基本目標4（一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現）に関すること
（4件）

NO	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
1	<p>地域包括支援センターの認知度が下がっていることに対して、その原因分析と対策が必要である。</p> <p>地域包括支援センターに求められる業務に対する人員配置の予算不足に問題があるのか、職員の知識不足など専門性の欠如が要因になっているのか、原因調査とその報告開示をしてほしい。</p>	<p>地域包括支援センターの認知度の低下につきましては、調査を実施した令和4年度以前のコロナ禍における相談控え、新規の認定申請の減少等が一部影響している恐れがありますが、令和5年度においては、相談件数も回復していることから、今後の推移を注視してまいりたいと存じます。また、パンフレットの刷新や紹介動画の作成・発信などを進めており、引き続き、認知度の向上に取り組んでまいりたいと存じます。</p> <p>地域包括支援センターの相談機能を充実させるため、第7期計画においては、センターの人員体制の充実、業務の平準化及び質の向上、職員向け研修の体系化等に一体的に取り組んでまいります。</p>	D
2	<p>地域包括支援センターのパンフレット及びいきいき長寿プランに地域支援強化要員の説明を記載してほしい。</p>	<p>地域支援強化要員は、文字通りセンターの地域支援機能の強化を目的として、平成28年度に配置が開始されました。地域支援強化要員の業務については、センターの相談機能の中核をなす、保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種と連携し、地域のネットワーク構築等に当たることとしています。地域支援強化要員の役割の紹介などについては、広報物等への掲載方法を含めて、検討してまいります。</p>	C
3	<p>8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなどの制度の狭間にある方の相談窓口や支援者が不明確であり、そうした役割を担うのが地域福祉の役割であると考えられるため、そのような施策の充実を希望する。</p>	<p>御意見いただいた制度の狭間にある方への支援は非常に重要だと考えておりました。その対応にあたっては、個々の状況を踏まえ各分野の相談支援機関が連携することが必要であると認識しています。そのため、世帯全体の状況を踏まえ、相談支援機関が相互に連携して対応できるよう、本計画においてはネットワークづくりや人材育成、包括的な支援体制づくりに関する取組を位置付けており、相談支援の充実に向け引き続き取り組んでまいります。</p>	B
4	<p>地域福祉実態調査においても行政手続利用の相談先の分かり易さが求められており、縦割り組織の横串機能が有効と考えるがどうか。</p>	<p>福祉サービス等の利用については、適切に窓口につながるような情報提供とともに、制度の狭間になっているような生活課題を抱えている場合には、個々の状況に応じたサービス利用が重要であり、各分野の相談支援機関においても、個人の周辺状況も踏まえ、相談支援機関が相互に連携して対応できるように取り組んでまいります。</p>	D

6 基本目標5（地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築）（3件）

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
1	<p>地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築にあたっては、「小地域ごとの地区計画づくり」と「様々な区域に分かれている小地域(地域ケア圏域)のエリア整備」に力を入れて進めてほしい。</p>	<p>現在、市域を44地区に分割した第2層の地域ケア圏域ごとに地区カルテを作成し、地区カルテも活用しながら、第3層のより小さな地域ごとの住民同士の顔の見える関係づくりを支援し、地域課題の共有・解決に向けて、地域マネジメントを進めているところです。また、第7期各区計画案の中でも、地域ケア圏域ごとの地域の状況について整理しております。</p> <p>今後につきましても、心配事や悩み事について小地域の範囲で気づきが得られ、地域で安心して暮らし続けられるために必要な要素を整理してまいりたいと考えております。</p>	D
2	<p>計画案P118の事務事業名等の社会福祉協議会との協働・連携の説明文に、「社会福祉協議会の機能や役割の充実を図ります」とあるが、「役割の充実を支援します」とした方がよい。</p>	<p>社会福祉協議会との協働・連携を進める上での具体的な取組の視点としては、円滑な法人運営、活動を推進されるように、支援をしているところですが、事務事業の内容の記載につきましては、総合計画第3期実施計画と整合を図りながら、記載しているところがございます。本市が実施する事務事業としての視点からの記載をしているところです。</p>	D
3	<p>コミュニティソーシャルワークを展開することを、計画案P118の社会福祉協議会との協働・連携の事業として、取り上げてほしい。</p>	<p>計画案P118の事務事業の内容の記載につきましては、総合計画第3期実施計画と整合を図りながら、記載しているところがございます。「地域福祉の推進」の具体的な手法として、コミュニティソーシャルワークを用いて推進されているものと考えております。</p>	D

7 各区の計画に関すること（10件）

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
1	7つの区の地域福祉計画の体系がバラバラで、比較がしづらくなっており、統一した方がよい。	計画策定にあたっては、社会福祉審議会地域福祉専門分科会等において、計画策定の指針を整理して、大枠を踏まえて、各区において、計画策定作業を進めてきました。一方で、本市においては、7つの区で地域特性も異なりますので、地域特性を踏まえ各区の実情に即した内容で、計画策定を行ってきたところです。なお、御意見のあった各区の取組を比較することも重要と考えておりますので、計画の概要資料において各区の取組を一覧表として整理しております。	D
2	各区計画とも、情報発信、提供の充実を掲げているが、公平に速やかに情報を受け取れていると感じたことがない。見るものが限られるホームページや高齢者、障害者にも速やかに届くような情報提供をお願いしたい。	<p>必要な保健医療福祉サービス等の情報を入手できるように、「高齢者福祉のしおり」や「ふれあい-障害福祉の案内-」などをはじめ、様々な情報提供を行っております。</p> <p>併せて、各区においても、高齢者や障害者等が安心して生活していくことができるように、引き続きそれぞれに工夫した情報発信等を行ってまいります。</p> <p>今後につきましても高齢者・障害者に配慮した情報提供ができるよう取り組んでまいります。</p>	D
3	【麻生区地域福祉計画】麻生区計画51ページに、区民の実感指標として、「市の広報」と回答した割合を上昇する方向性を示しているが、取組12では、様々な媒体を用いて保健福祉に関する情報発信とあり、方向性としては上昇でなくて、下降で良いと考えるがどうか。	保健福祉に関する情報については、支援を必要とする人が取り残されることがないように、市政だよりやホームページをはじめ、様々な媒体を活用して幅広く情報発信を行うことが大切であると考えています。そのため、区民の実感指標については、「市の広報」と「インターネットのホームページ」のどちらも上昇させる方向性としています。	D
4	【麻生区地域福祉計画】一部文言の結びが「行っています。」とあるが、現状ではなく、今後の充実の方向を内容がわかるような記載とすべきではないか。	御意見を踏まえ、文言の結びを「行います。」と修正します。	A

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
5	【麻生区地域福祉計画】麻生区計画の59ページの下欄に、取組番号を記載してほしい。	該当のコラムについては、外国人、障害者、LGBTQ+（性的マイノリティ）などの多様性を尊重することについて、計画全体のベースとなる考え方を説明するものであるため、特定の項番は割り振らないこととし、コラムタイトルを「多様性が尊重されるまちをめざして」に修正します。	D
6	【麻生区地域福祉計画】基本方針が、地域活動団体の交流の場づくりとなっているが、取組31の希望のシナリオ実現に向けた取組の内容では、交流の場づくりの方向がわからないので、どう考えたらよいか。	「希望のシナリオ実現に向けた取組」については、ソーシャルデザインセンターが有するコーディネート機能やプロデュース機能により、交流の場づくりに資する様々な事業を行うことで、地域課題の解決に取り組むこととしています。また、69ページのコラムにおいて、ソーシャルデザインセンターの役割について補足しています。	D
7	【麻生区地域福祉計画】麻生区計画5ページの記載で、進行管理は、「PDCAサイクルにより実施する」と、明示することで、どのように進行管理を行うか分かると思う。	該当箇所は区計画の推進体制について説明しているページであり、第7期計画の実施状況の点検・見直しについては、102ページで示しているとおり、PDCAサイクルにより行っています。	D
8	【麻生区地域福祉計画】麻生区計画の56ページ以降、分かりやすく市民に伝えるため、取組に関するイメージ図等を記載してほしい。	第7期あさお福祉計画においては、主に区独自の取組について、コラムの中で写真やイメージ図等も示してわかりやすく御紹介しているところです。なお、各区共通の取組については、市計画において区役所を含めたイメージ図等を記載しています。	D
9	【麻生区地域福祉計画】あさおSOSネットワーク事業について、行方不明者が区境を超えてしまうと、発見が困難になるため、近隣自治体との連携を強化するために、「横浜市、町田市、稲城市との協議会」を設置することを提案したいがどうか。	麻生区におけるSOSネットワーク事業は、事前に登録した方が行方不明となった際、家族等から提出されたSOS届をもとに市外自治体を含めた関係機関に捜査協力を依頼し、高齢者の安全確保と家族への連絡・支援を行っています。御意見いただいた近隣自治体との協議会設置の御提案については、関係機関との連携をより一層推進するにあたり、参考とさせていただきます。	C
10	【麻生区地域福祉計画】個人の状況に合わせたサービスが受けられることなど、具体的な取組み事例をコラムで紹介してほしい。	個人の状況に合わせたサービス事例は多岐に渡っており、第7期あさお福祉計画において「保健福祉に関する情報発信の充実」を重点項目としていることから、計画期間において様々な媒体を通して分かりやすい情報発信に努めてまいります。	D

8 その他（6件）

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
1	「地域づくり」と「まちづくり」の使い分けを知りたい。	厚生労働省の「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）においては、自己実現や地域活性化に向けた、興味・関心からはじまる「まちづくり」と、福祉分野の個別支援をきっかけとする、地域課題の解決を目指した「地域づくり」と記載を分けており、活動としてのアプローチの違いであると考えられます。こうした趣旨を踏まえながら、引き続き、市民の皆様によりわかりやすい表現に努めてまいります。	D
2	「地域福祉活動計画」の公表や住民参加の仕組みを知りたい。	「地域福祉活動計画」は、川崎市社会福祉協議会が策定する計画です。社会福祉協議会の会員や市民の方の意見を踏まえ、社会福祉協議会理事、学識者及び行政職員等で構成される策定委員会で協議し、策定しております。計画については、最終的に、社会福祉協議会ホームページ等で公表されます。	E
3	団地で見守りの活動を行っているが、高齢者からは、傾聴の要望を受ける。特に、ヤングケアラーへの心づかいをしていただきたい。	ヤングケアラーについては、一人一人が抱える家庭の課題は様々であることから、その置かれた状況に応じて相談しやすい環境を整えることが重要と考えております。具体的には、相談先の情報が支援を必要とする方に届くよう、広報に努めるとともに、早期発見に結びつくように支援にかかわる幅広い部署が参画する研修を開催するなど、理解促進を進めてまいります。	D
4	外国人が増え、コミュニケーションがままならなかったり、生活習慣の違いもあり、同じ住民として考え方を共有していくことが大切だと思う。	本市では、「多文化共生社会推進指針」を策定し、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合う多文化共生社会の実現に取り組んでいます。 こうした取組を活かしながら、引き続き、地域住民同士のお互いの理解の促進が進むような働きかけを進めてまいります。	D

NO	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
5	<p>社協の活動とコミュニティ施策の違いがわかりづらく、どのようにすみわけし、連携するのかなの方針を出してほしい。</p>	<p>今後増加する「何らかのケアを必要とする人」を地域全体で支えていくために助け合いの仕組みをより一層強固なものとしていく地域包括ケアシステムの構築と、「まちのひろば」等コミュニティ施策の取組の目指す方向性は同じであり、地域の課題解決に向けて、一体的に取組を進めるため、コミュニティ施策の観点から地域包括ケアシステムの構築を下支えするという関係性にあります。社会福祉協議会も地域包括ケアシステム構築に向けて取り組んでいる団体の一つです。</p>	D
6	<p>川崎市の施策・現状は全国レベルではどの位の位置付か、誇れると思われる制度、施策を知りたい。</p>	<p>本市では、国の「地域共生社会の実現」に向けた考え方に先駆けて、高齢者に限定しない、すべての地域住民を対象とした「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいるところです。</p> <p>また、全国に比べて高齢化率が低く、比較的若い都市といえる状況であり、今後、高齢化率がピークを迎える2040年以降を見据え、予防的な視点での取組に力を入れて推進してまいります。</p>	D